

要承書

一、労働組合本部、近日の傾向として欠勤者アリタル場合ハ各自平均二分宛
 斯の如き結果は明に全組合員が今日不況時代ニ於て黙然として其の
 不祥なることの意志を明示せざればならず、労働組合運動の目的
 は云ふまでもなく、労働大衆の日常生活・福利増進を計ることニ在
 り、此の爲め、一つの争議を起すこと、其のことは、自他が労働階級に利益
 であるか否かが依つて決定すべきであること、少数幹部の意志に依
 りて決行すべきものではない、殊に労働争議は革命的訓練をなすこと
 動機としては絶対な必要である、従業者の利害を度外視して争議を
 敢行するが如き態度は断じて排撃すべきである、我等は今日同
 題を全組合員に問ふ所以は又、是に在り存するの必要あり、労働組合は
 其の月争的手段に於ては、必ず進退果敢にふるべきを得、一般に
 金の状態を懸念して行動するに非ざれば断じて組合の力を失は
 るべし、此に不信し、確信するものがある、全組合員諸君よ、我等は
 今日、減収問題に對し、大なる反対の意志を有するゆゑに、

争議をなすべき時期に非らざるものともし、穩忍自重、之を他日
 壞らんことを、全従業員の姓名に於て聲明するものがある。

日本労働總同盟

セメント労働組合川崎支部

昭和五年四月二十七日